

# ロードサービス付マイカーローン

2023年4月1日現在

1. 商品名	○ロードサービス付マイカーローン 株式会社ジャックス保証付
2. ご利用いただける方	○以下のすべての条件を満たす方 ①広島県内にお住まいの方、またはお勤めの方 ②お申込み時の年齢が満18歳以上で、完済時の年齢が満75歳以下の方 ③安定継続した収入が見込まれる方 ④お申込み時、当金庫において延滞債務がない方 ⑤日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ⑥保証会社の保証を受けられる方
3. お使いみち	○お申込人またはご家族が使用する自家用車にかかる次の資金 ①購入資金 ②車検・修理費用 ③パーツ・オプションの購入・取付費用 ④運転免許取得費用 ⑤自家用車購入に関する諸費用（税金、保険料等） ⑥車庫設置費用 ⑦お申込人が①～⑥をお使いみちとして借入れたローンの借換え資金 ※ご家族とは、配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫とします。 ※自家用車とは、新車、中古車、オートバイ、自転車等とします。 ※借換え対象は、金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等からの借入れとします。 ○次のいずれかに該当するものは、ご利用いただけません。 営業車輛の購入、個人間売買による購入、支払先がお申込人またはその配偶者・親・子が営む法人・自営業、支払済資金
4. ご融資金額	○10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ※借換え資金の場合は、一括償還金額を上限とします。 ※当金庫からのお借入れ総額が700万円を超える場合には、当金庫に出資していただき、会員となってお借入れする必要があります。その場合、別途ご融資実行時までに出資金（5千円以上）が必要となります。
5. ご融資期間	○3ヵ月以上15年以内（1ヵ月単位）
6. ご融資金利	
(1) 金利種類	○変動金利
(2) 金利の決定方法	○当金庫所定の個人向け長期プライムレートを基準に毎月見直しいたします。
(3) 融資後の金利見直し	○ご融資後の金利は、当金庫所定の個人向け長期プライムレートの変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。ご融資後は4月1日、10月1日に基準金利を見直し、それぞれ5月、11月の約定返済日の翌日から新金利を適用させていただきます。
(4) 金利情報の入手方法	○金利については、当金庫の窓口へお問合せください。また、ホームページにも掲示しております。
7. ご融資方法	○ご融資金は、当金庫お客さまの預金口座に入金し、ご指定金額を払い戻しのうえ、原則として購入先等に当金庫から振込いたします。
8. ご返済方法	
(1) 約定返済	○毎月元利均等返済 ○ボーナス時増額返済は6ヵ月毎で、ご融資金額の50%以内とします。 ○お客さまの預金口座より自動振替いたします。 ○返済日は、ご都合にあわせて任意の日を指定いただけます。 ※初回返済日は、原則借入日の翌月に到来する返済日となります。 ※返済日が当金庫の休業日の場合には、その日の翌営業日が返済日となります。
(2) 返済額の試算	○当金庫窓口または、当金庫ホームページで返済額の試算をいたします。
(3) 繰上返済	○一部繰上返済、全額繰上返済ともに随時可能です。 ※インターネットバンキングによる繰上返済は、一部繰上返済（期間短縮型）のみ可能です。

9. 利息受入方法	○利息は、経過分を約定返済日に後払いでお支払いいただきます。
10. 保証人	○不要です。株式会社ジャックスの保証とします。
11. 担保	○不要です。
12. 手数料・保証料等	
(1) 取扱手数料	○不要です。
(2) 保証料	○金利に含まれます。
(3) 繰上返済手数料	○不要です。
14. 遅延損害金	○年18.25%
15. ご用意いただくもの	<p>○本人確認書類 運転免許証 ※運転免許証を取得していない場合、マイナンバーカード、パスポート、在留カードまたは特別永住者証明書</p> <p>○年収確認書類（お申込み金額が100万円を超える場合） 源泉徴収票、住民税決定通知書、市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類、確定申告書の控</p> <p>○資金使途確認書類 ①購入等の場合 見積書、注文書または売買契約書 ②借換えの場合 残存期間および残高が確認できる書類の写し</p>
16. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時30分、電話：0120-32-8883）にお申出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、（1）お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、（2）当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部、もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>

※お申込みにあたっては当金庫所定の審査がございます。また保証会社の保証が受けられない場合など、ご希望に沿いかねることもあります。あらかじめご了承ください。

